

2 経営転換協力金

〔問い合わせ先〕
農林水産省経営局農地政策課（直）03-3591-1389

米と野菜を作っているけど、野菜に特化したいな！
リタイアするので農地を貸したいな！
そんな時に農地バンクを活用すると交付されます。



【交付対象者】

- ・農業部門の減少により経営転換する農業者

（以下の農業部門のうち2以上を経営する者が1以上を廃止する場合に対象になります。）
①土地利用型作物、②露地野菜等、③施設野菜、④露地果樹、⑤施設果樹、⑥露地花き、⑦施設花き、
⑧茶、⑨牧草、⑩サトウキビ、⑪その他（①～⑩以外の農業生産部門）

- ・リタイアする農業者
- ・農地の相続人で農業経営を行わない者

【交付単価】

	交付単価	上限額
2019～21年度	1.5万円/10a	50万円/1戸
2022・23年度	1.0万円/10a	25万円/1戸

- ※1 経営転換協力金は、5年間で段階的に縮減・廃止されます。
- ※2 2022・23年度は、地域集積協力金と一体的に取り組む場合についてのみ交付対象になります。

【交付要件】

農地バンクに対し、全ての農地を10年以上貸し付ける必要があります。

（注）①農業振興地域外の農地、②農業振興地域内の10a未満の農地、③経営転換の場合の減少部門以外の作物を栽培するための農地は、農地バンクに貸し付けなくてもかまいません。

3 農地整備・集約協力金

〔問い合わせ先〕
農林水産省農村振興局整備部農地資源課
（直）03-6744-2208

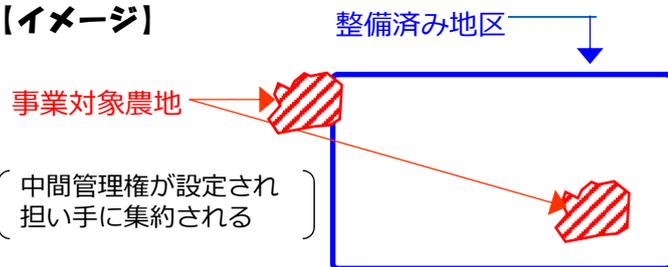
農地耕作条件改善事業の実施地区において、
一定の要件を満たす場合に都道府県に交付され、
農業者負担が軽減されます（最大でゼロ）。



【交付率（整備費に対する割合）】

目標年度における 担い手の農地集約化率	交付率 （整備費に対する割合）
100%	12.5%
90%以上	8.5%
80%以上	5.0%

【イメージ】



【主な交付要件】

農地耕作条件改善事業の実施地区において、以下の交付要件を満たす必要があります。

- ① 対象農地が基盤整備済み地区に内在又は隣接し、地域内で合計10ha（中山間：5ha）未満であること
- ② 対象農地の全てが、農地バンクに15年以上貸し付けられており、目標年度までに担い手に集積されること
- ③ 対象農地を含む地域において、人・農地プランの見直し（実質化）を行うこと 等